

工事請負随意契約理由書

発注担当課(室)： 道路管理課

- 1 工事名 喜沢第一歩道橋撤去工事
- 2 工事場所 戸田市地内
- 3 種別 土木工事業
- 4 契約締結日 令和7年6月12日
- 5 契約業者名 株式会社坂本建設 戸田支店 支店長 高橋 英樹
- 6 契約業者所在地 埼玉県戸田市美女木1-30-8
- 7 工期 令和7年6月13日 から
令和7年11月30日 まで
- 8 契約金額 32,670,000円

9 工事概要

歩道橋撤去工	歩道改良工
撤去準備工 調査計測工 1橋	構造物撤去工 歩車道境界ブロック撤去 21.8m
橋面撤去工 高欄撤去 86.0m	舗装工 As舗装 車道10.7m ² 歩道80.0m ²
連結部切断工 支承アンカー 12本	付属施設 防護柵 14.5m
落橋防止システム 8箇所	
通路桁撤去工 通路桁 1主桁 3分割撤去 11.8t	
階段撤去工 階段 2箇所 2+3分割撤去 7.3t	
橋脚撤去工 橋脚 2基 1.7t	
廃材処分 10部材	
下部工撤去 破碎解体 18.9m ³	

10 随意契約の相手方を選定した理由

競争入札を行ったところ、3者が入札を辞退し、1者のみ入札を行いましたが、最低制限価格を下回り不調となりました。予定価格の制限の範囲内の価格(最低制限価格以上の価格)の入札がなく、これ以上競争入札を継続しても入札の成立が期待できかねました。

また、本工事は、喜沢小学校に近接した歩道橋を撤去するものであり、多くの児童が通学路として利用されている交差点に位置しています。そのため、小学校の夏季休暇期間に歩道橋を撤去し、児童の登下校への影響を最低限にする必要があります。工事の開始時期が迫っており、競争入札に付していくには契約の目的を達成することができないことから、入札を行った唯一の業者である上記業者を指名、見積を徴取をし、随意契約の相手として選定しました。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)該当)

工事請負契約変更理由書(契約金額の変更を伴うもの)

発注担当課(室) : 道路管理課

変更回数 : 1回目

- 1 工 事 名 喜沢第一步道橋撤去工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 当初契約締結日 令和7年6月12日
- 5 変更契約締結日 令和7年11月18日
- 6 契 約 業 者 名 株式会社坂本建設 戸田支店
- 7 契約業者所在地 埼玉県戸田市美女木1-30-8美女木ハイツ307
- 8 変更契約内容

	変更前(当初)	変更後
工 期	令和7年6月12日 から 令和7年11月30日 まで	令和7年6月12日 から 令和7年11月30日 まで
契約金額(税込)	32,670,000円	30,853,900円
工事概要	撤去準備工 調査計測工 橋面撤去工 連結部切断工 落橋防止システム 通路桁撤去工 階段撤去工 橋脚撤去工 廃材処分 下部工撤去 歩道改良工 構造物撤去工 舗装工 付属施設 高欄撤去 支承アンカー 8箇所 通路桁 1主桁 3分割撤去 階段 2箇所 2+3分割撤去 橋脚 2基 破碎解体 歩道境界ブロック撤去 As舗装 防護柵 86.0m 12本 8箇所 11.8t 7.3t 1.7t 10部材 18.9m ² 21.8m 車道10.7m ² 14.5m	撤去準備工 調査計測工 橋面撤去工 連結部切断工 落橋防止システム 通路桁撤去工 階段撤去工 橋脚撤去工 廃材処分 下部工撤去 歩道改良工 構造物撤去工 舗装工 付属施設 高欄撤去 支承アンカー 12本 8箇所 通路桁 1主桁 3分割撤去 階段 2箇所 2+3分割撤去 橋脚 2基 破碎解体 歩道境界ブロック撤去 As舗装 防護柵 1橋 86.0m 12本 8箇所 11.8t 7.3t 1.7t 10部材 12.4m ² 21.8m 車道10.7m ² 13.5m

9 変更理由

主たる理由
歩道橋撤去時における足場の設置を工期短縮及び歩行者への安全面を考慮し、高所作業車を使用した作業に変更したため、減額が生じた。
歩道橋の基礎コンクリートが設計寸法と異なり小規模であったため、解体量等が減少し、減額が生じた。

工事請負随意契約理由書

発注担当課(室)：まちづくり区画整理室

1 工事名 令和7年度 新曽第一地区 旭町山宮線街渠改修工事(その3)

2 工事場所 戸田市地内

3 種別 土木工事業

4 契約締結日 令和7年10月28日

5 契約業者名 前田・西松・福田特定建設工事共同企業体

6 契約業者所在地 東京都千代田区飯田橋一丁目12番7号

7 工期 令和7年10月29日 から

令和8年3月19日 まで

8 契約金額 15,895,000円

9 工事概要

工事延長 L=81.3m

側溝設置 L=75.7m

管理柵設置 N=5基

付帯工 一式

10 随意契約の相手方を選定した理由

施工区間の大部分が、戸田市上下水道事業が委託協定により施行中の「戸田市雨水貯留管建設工事その2」と重複しているため、当該施行中の者に施工させた場合、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる工事であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため上記業者と特命随意契約を締結する。